

平成 28 年 12 月 1 日号

消費生活 Q&A

Q 「不用になった家電製品等を無料で回収する」とアナウンスしながらトラックで巡回している業者がいるのだが、便利なので利用したいと思っている。何か注意点はありますか知りたい。

A 無料回収をうたって巡回をしている廃品回収業者に依頼しても、回収後に積み込み料金やリサイクル料金などと言って不当な料金を請求されたり、業者が回収した物が不法投棄されるなどのトラブルにつながる場合がありますので注意してください。また業者名や連絡先などがわからないことが多く、トラブルを解決するのが難しいことが多いです。安易に廃品回収業者に処分を依頼しないようにしましょう。

粗大ごみや不用品の処分は、市のルールに従って行いましょう。不用品などの処分方法について分からない場合は、市のクリーンセンターにご確認ください。

※クリーンセンター 043-432-8527

何か困ったことがありましたら、消費生活センターにご相談ください。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５